

立川市運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段及び第244条の2第1項の規定による。

立川市運動場条例の一部を改正する条例

立川市運動場条例（平成13年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（使用の承認） 第3条 <u>運動場又は広告スペース（運動場の施設に広告物を表示し、又は掲出することを市長が認めた区画をいう。以下同じ。）</u>を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、<u>運動場又は広告スペース</u>の使用を承認するに当たって管理上必要な条件を付けることができる。 （使用の不承認） 第4条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、運動場の使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略…… （使用料） 第7条 ……略…… 2 <u>広告スペースの使用については、別表第4に定める使用料を徴収する。</u> 3 ……略…… （使用料の減免） 第8条 ……略…… 2 <u>市長は、広告スペースを使用する場合において特に必要があると認めるときは、前条第2項の規定にかかわらず、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> （使用条件の変更等）	（使用の承認） 第3条 運動場を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、運動場の使用を承認するに当たって管理上必要な条件を付けることができる。 （使用の不承認） 第4条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合においては、運動場の使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略…… （使用料） 第7条 ……略…… 2 ……略…… （使用料の減免） 第8条 ……略…… （使用条件の変更等）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

別表第4（第7条関係）

施設名	広告スペース	単位	使用料
立川市立川公園 野球場	外野ラバーフェン ス	1平方メートル 1年につき	10,000円
	その他	1平方メートル 1年につき	7,000円

第11条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合には、使用条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。